

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
			<p>このは分離して直接税(個人税)とする。</p> <p>都市計画税～固定資産税に準ずる。</p> <p>自動車税～営業用又は業務用自動車にたいする課税分は従来通り間接税とし、家庭消費生活用自動車にたいするものは分離して直接税(個人税)とする。</p> <p>事業税～現行通り間接税とする。</p> <p>本質的に、所得課税というより外形標準課税であるという性格論がある。課税標準を所得、</p>	<p>これは分離して直接税(個人税)とする。</p> <p>都市計画税～固定資産税に準ずる。</p> <p>以上2項目について、賃賃料収入に関する分配及び生産面の取扱と調整しておく必要がある。</p>		<p>営業用と消費生活用の区分は運輸省調べの係数により推計する。こととなる。</p>

(104)

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
			<p>清算所得又は収入金額としており、必ずしも所得のみに限定してはいない。そして経費計上を認めているので、実態的には所得税に近似しているが間接税とする。</p> <p>鉦区税～現行通り間接税とする。</p> <p>納税義務者たる鉦業権者の所得算定に際し、経費算入を定められている。</p> <p>鉦産税～現行通り間接税とする。</p> <p>鉦物の採掘事業を課税客体とし、鉦物価格を課税標準とする事業税的の性格を有しており、</p>			

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
			<p>事業税との二重課税を排除する規定がある。</p> <p>○ 日本銀行券発行税、有価証券取引税、市町村法定外普通税、不動産取得税～現行通り間接税とする。</p>			
分類	現在用いられている間接事業税について	現在用いられている間接事業税なる呼称は、種々の解釈を生ぜしめたりして明確さを欠くおそれがある。	“間接税”とする。		内容を明確ならしめるため、“間接税（事業税を含む）”とする。	
税外収入の分類	税外収入の概念	税外収入を租税収入と併せて計上している現行の分類をみる		国民所得勘定において租税と併せて計上する以上は、		

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
		と個人税々外収入中には強制的に徴収される項目が含まれているので個人可処分所得の性格があいまいになる。また間接事業税々外収入中には間接税的性格の認め難いものもある。		租税的性格を有する収入項目に限定されなければならない。反面、財政収支バランスの上からは国民所得の論理上、収入とみなさるべき項目はすべて収入側に計上する必要がある。		
		従って、個人可処分所得、法人所得更には国民所得にも影響を及ぼす国民所得勘定上の税外収入の概念とその範囲および分類を再検討する必要がある。		従って、租税的性格を有しない、即ち、国民一級より財政権によって強制的に賦の形で徴した収入は、それが官公企業によるものでない限り、別個に計上すること		

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないものごとの理由および処理	参考意見	備考
	具体的分類	<p>現行分類で問題になるもの、個人税税外収入に含めている病院収入、授業料入学検定料収入は、民間病院や私立学校に対する個人の支払額よりは低廉であるが、特に直接税的性格を有するとは云い難く、個人消費支出においても官公共機関に対する私消費費目より除外されるのは不合理である。</p> <p>使用料収入に</p>	<p>物品売払収入については、既存資産の売却による収入分を除くこと。法人税税外収入に含まれている日銀納付金の計上時期は従来通り現金ベースによることとし、国庫への納入時点によって把握すること。</p> <p>国会議員互助年金法納金は社会保険負担収入に計上すること。</p> <p>従来計上していない項目で追加されるもの。</p> <p>接収貴金屬等返</p>	<p>個人可処分所得を正確に算出するためには、個人税々外収入は租税的性格の強いものに限定し、他は国連年報方式の家計および民間非営利団体への経常的移転支出的な別項目を設けて計上するのが適当と見られる。具体的には、病院収入、授業料入学検定料収入、寄附金収入などで</p>		

006)

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないものごとの理由および処理	参考意見	備考
		<p>は、法人負担分も含まれているのに全部を個人負担とみなしているのは実情にそわない。</p> <p>は任意的なもの相当含まれている。間接税税外収入に含めている受託調査試験、役務収入、刑務所収入、物品売払収入、受託事業収入はそれぞれの分類根拠が薄弱である。</p> <p>現行分類に計上されの項目が若干あるように見られる。</p>	<p>還納付金(個人税税外収入に)</p> <p>日本中央競馬会納付金(同上)</p> <p>少年院職業指導収入、婦人補導院職業指導収入(新設項目に)</p> <p>防衛庁職員等給食費受入、国立光明寮等給食費受入(新設項目に)</p> <p>地方財政の分担金、負担金収入(個人税々外収入と法人税々外収入に)</p> <p>地方財政の住宅使用料収入は中央財政の取扱いに準じて、現行個人税々外収入より移し官公企業剰余等に含まれることとする。</p>	<p>ある。間接税税外収入については同様の趣旨から受託調査試験、役務収入、刑務所収入、物品売払収入、受託事業収入(削除)等附金などは分離して新設「その他収入」項目(仮称)に含まれてはどうか。差当って、一応の結論を得た事項以外は現状のまま処理しておいて分類のサブセクターについては別途に、国連事務当局に照合し、その回報を待つ</p>		

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
補助金の決定	補助金の概念	国民所得勘定上の補助金の概念としては、政策目的によって、市場価格を依り認める必要を認める場合に要する費用ベースによって計測された国民所得額から差引かれて、市場価格を形成するものであると規定できるが、才出項目から補助金を送定する場合の具体的基準が必要である。	<p>具体的基準</p> <p>i 生産者にたいして一方的に給付されること。</p> <p>ii 受給者の經常勘定上処理されるべきものであること。</p> <p>iii 損失補填を目的とするものであり市場価格を直接的乃至間接的に引下げる効果を有すること。</p> <p>なお、民間非営利団体に支出されることが多いが当該団体が対企業サービスを提供するものである場合は、補助金</p>	<p>最終決定をすることとする。</p>		

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
			<p>の基準のiに該当するものとし、対個人サービスを営むものであれば、振替支出とする。但しその際、純然たる個人にたいする振替支出と区別しておく必要がある。</p> <p>○ 資本勘定上の補助金は、原則として、資本形成の主体者が政府か民間かによって、その流れかに分類することが望ましい。従って決算項目によって明瞭に民間主体とみなされるものがある場合は、民間資本形成とする。</p>	<p>資本勘定上の補助金の分類基準としては、利用源派別および主体別乃至所有者別の二つの方法が考えられる。</p> <p>国民所得勘定上は主体別乃至所有者別</p>		

検討項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないものとの理由および処置	参考意見	備考
食糧管理特別会計への繰入額	食糧管理特別会計への繰入額をそのまま補助金とするのは、それが当該年度の損失額と見合えないため不適当である。	食糧管理特別会計の国内米勘定、国内麦勘定および輸入食糧勘定において生じた純損失額を補填するための調整勘定からの受入額を計上するものとする。	に分類するものが適当であるとす説が多いが、従来は政府の立場が資金源泉別に分類(財政換算)による資本形成は主として民間資本形成に分類されるものが多いが、これとては投融資額は明確であるから資金面より政府の役割は資金源泉別政府の直接投資と併せることによって判明する)する立場が資料面から採		
地方財政における補助金	従来補助金は中央財政分のみしか計上されておらず、地方財政分を無視するわけにはいかない。	必要に応じて照会調査などを併用して能力限り推計し計上することが望ましい。	分類されるものが多いが、これとては投融資額は明確であるから資金面より政府の役割は資金源泉別政府の直接投資と併せることによって判明する)する立場が資料面から採		国庫補助金に併せて地方負担分は推計可能 地方単独補助金は資料面から推定困難である。

検討項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないものとの理由および処置	参考意見	備考
					用かれていた。項目別に主体の如何を判定することは実際問題として甚だ困難であるので、一括して政府の資本形成にしていたと見える。 なお、当問題については参考として国連事務当局の意見をたずねるとする。 具体的基準のIIIとして決定された「市場価格を直接的乃至間接的に引上げる効果を有する

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ない理由とその理由並び位置	参考意見	備考
政府企業の産業分類		官公企業剰余の産業別分類に不相当とおもわれるものがある。たとえば、その他の政府企業を一括して金融、	現在の産業別国民所得の産業分類が総合部会の勘定体系小委員会の原案によるとすれば、官公企業剰余の産業分類とこれにな	こと上の解釈が統一されていない。一例として、農業協同組合が経営上生じた赤字補填のための補助金は、市場価格の引下げについて如何に解釈すべきか。個別項目についてなお検討を要する。	産業連関表との統合の観点からアクティビティ・ベースによる分類	

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ない理由とその理由並び位置	参考意見	備考
		保険、不動産業に含めていることなど。	らうこととする。運輸通信その他の公益事業は運輸業、通信業および公益事業の3つに分けることが望ましい。			<p>の向題が提起されたのであるが、政府企業の産業分類に限らず、国民所得勘定にはそれ自体の目的、勘定体系があるのであるから、一元的に結合することは不可能である。おのずから二種以上の概念なり、分類なりが生ぜざるを得ない。</p> <p>○一企業体の利益金を事業部門別に推計することは極めて困難で</p>

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
			<p>連関表との統合の観点から別に機能ベースによる分類を可能な限り行う。分類を変更したものの</p> <p>造幣局特別会計 ～その他製造業</p> <p>印刷局特別会計 ～出版印刷および類似産業</p> <p>アルコール専売事業特別会計 ～化学工業</p> <p>郵政事業特別会計 ～通信業</p> <p>日本専売公社 ～食料品製造業</p> <p>日本国有鉄道 ～運輸業</p> <p>日本電信電話公社 ～通信業</p> <p>(地方公営および</p>		<p>ある。資本形成についてもほぼ同様のことがえる。従ってアクティビティベースによる分割は実行可能である。</p>	
				○日本住宅		

(110)

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
			<p>準公営企業)</p> <p>水道事業 ～公益事業</p> <p>交通事業 ～運輸業</p> <p>運気事業 ～公益事業</p> <p>ガス事業 ～公益事業</p> <p>簡易水道事業 ～公益事業</p> <p>新規追加 (地方収益事業等)</p> <p>宅地造成事業 ～建設業</p> <p>観光施設事業～リ ービス業その他</p> <p>造林事業～林業</p> <p>競馬、競輪、モーターボート、レース競走、小型自動車競走～サービス業その他</p>	<p>公団</p> <p>～建設業</p> <p>愛知用水</p> <p>公団</p> <p>～建設業</p> <p>日本道路</p> <p>公団</p> <p>～建設業</p> <p>日本原子力</p> <p>研究所～サ ービス業その他</p> <p>原子燃料公 社～鉱業</p> <p>電源開発株 式会社～公 益事業</p> <p>新規追加 (地方収益事 業等)</p> <p>と富場事業</p> <p>～サービス業</p> <p>市場至業</p> <p>～卸売業</p>		

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
地方財政推計法の改善		事業会計～自治省の地方債配分総額のうち公営企業および準公営企業分より病院事業を控除した額を採用していたが、事業会計によって行われる資本形成が、必ずしも起債によってのみなされるとは限らない。 収益会計～国民健康保険事業の事務費補助の伸び率をもつて延長推計している	さきに決定された政府部門の範囲および小分類の内容にもとずいて、非企業会計、企業会計とも地方公営企業年鑑の財務諸表および収支計算書、又は各会計の決算統計によって個別に積み上げ計算を行う。	当該券付証券の発行～カーブス業その他		新推計方法によると35年度で890億円程度 地方財政の財貨サービス購入額が増加する。 なお、基礎資料たる決算統計の遅れにより、当年度分は現在の推計方法による暫定

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
振替支出	概念	が、病院事業や収益事業全般の財貨サービスの購入額との相関度は高くはないとおもわれる。 また、資本形成をみないことと不合理である。 国民所得勘定において計上すべき振替支出（受給者からすれば振替所得）とは如何なるものであるべきかというpositiveな定義が明確でないため個々の項目迷定にあつては困難をおぼ	国民所得勘定を利用目的からみれば国民福祉の水準を示すこと、ii マクロ的経済主体のびハイピアーを明らかにすることという二点が重要視されるべきでない。振替支出の概念を規定するにもこの観点から	児童福祉関係の取扱いについて現行は政府の財貨サービスの購入に分類しているが、振替支出にすべきではないか。現物を除	個人のびハイピアー景気変動のパターンに着目する利用目的に重点を置くこと、移転的支出は個人で処分できるものすなわち現金のみ	計数に計上し、おき、1年おくりて確定計数に追加するべきでない

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考	
		<p>える。</p> <p>給付に伴う事務費の取扱について、基礎資料たる決算書において必ずしも全部に亘って事務費が区分されてはいないが、考え方として事務費の取扱を決定しておく必要がある。</p> <p>現在は社会保険関係の事務費の多くが多い。</p> <p>社会福祉関係施設の運営費の取扱いについて、施設費そのものは政府の財貨サービス購入（</p>	<p>合目的に行われなければならない。</p> <p>政府の振替支出とは、政府からの個人にたいする移転支出と要約することができるが、現物給付を含めるべきか否かは、上記利用目的の「が」出発点であろうことに鑑みて、含める方がよいと思われる。生活保護費などは、現金、現物給付の本質的相違が見出し得ない。</p> <p>要保護児童教科書費補助、自衛隊給食費などの現物給付は新規に計上することとなる。</p> <p>なおこの場合の</p>	<p>外すべきか否かの点については、参考までに国連事務局の見解をたずねるとする。</p>	<p>に限定した方がよい。</p> <p>トランスファー・ペイメントの性格は特定個人向けの可処分所得であるべきではないか。</p> <p>「個人への移転支出」とした方が適当ではないか。</p>		

(1/2)

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
		<p>資本形成)として個人とは原則論か</p> <p>ていうように資本勘定上の移転的支出はすべて資本形成に計上されている。かかる処理は認めるとしても、その施設の運営費はが通り政府の財貨サービスの購入として差支えないか。</p> <p>直接財政部門に関する問題点ではないが、組合管掌の健康保険給付金が個人勘定の収入面には、問題である。</p>	<p>個人とは原則論からすれば民間非営利団体も含むことになるので、当該団体にたいする移転支出も振替支出となるが、所得勘定の利用目的の「の」個人のビヘイビアを明かにするという立場も考慮して、別掲する必要がある。</p> <p>財政支出の面から、政府の財貨サービスの購入とすべきか、振替支出とすべきかの分類基準としては、不特定多数の国民を対象として支出されるものは、財貨サービスの購入と</p>			

検討事項	検討の細目	問題点	一定の結論とその論拠	結論を得ないこととその理由および処置	参考意見	備考
			<p>し、国民福祉に関する所定の社会的基準に該当する特定個人を給付対象とする支出は振替支出とする。</p> <p>癩、結核、精神病などの対策諸費は公衆衛生関係の一般行政費として、政府の財貨サービスの購入とする。</p> <p>事務費、運営費は一般行政費とみなして、振替支出に含めない方が適当とおこめれる。</p>			
社会的 間接 資本	概念 と分類	国民所得勘定において政府の資本形成を計上している以上、その再分類又は	○ 社会的間接資本投資の概念具体的基準は必ずしも固定的たる必要はなかる	内容をなす3分類内の小分類についてはなお充分利用		小分類の仕方にも関連するが、地獄政におけ

検討事項	検討の細目	問題点	一定の結論とその論拠	結論を得ないこととその理由および処置	参考意見	備考
		<p>内訳として政府による社会的資本の投資額を表示するならばさらに利用面を拡充することになり、便利である。ただし、その際、社会的間接資本(Social overhead Capital)の概念および区分を、他の類似概念である所得増進計画における行政投資と充</p>	<p>うが政府によるものについては、政府投資をその機能面又は目的面から行政的、社会的および経済的投資に区分すればそのうちの社会的投資に相当するであろう。</p> <p>事務局局の分類案についてみると、Ⅰ生産基盤としての社会的間接資本、Ⅱ災害復旧および防災費、Ⅲ社会福祉のための社会的間接資本の三つを内容としてよいと思われる。</p>			<p>る統計資料の不整備から、政府全体としての時系列的推計が困難である。(市町村事業は33年度から35年度までの3ヶ年分しか資料がない。)</p>
政府部 門にお	呼称 と分類	国民所得勘定の財政部門にお				民間帰属 利子の取扱 本'てよ

検討事項	検討の細目	問題点	一定の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
ける帰属利子と帰属賃貸料		いて企業とみなした特別会計と企業体のうち、10数以上に達する金融保険業を言むものがある。これらについては、民間金融保険機関と同様に、帰属サービスの対価を計上し、いずれかの経済主体に帰属すべきでないか。 地方自治体の市中銀行予託に伴って生ずる帰属サービスの対価は、個人予金の場合と同様に政府の経常支出に計上すべきで		の決定をまわって、政府の特殊性を勘案の上検討する。もし、民間金融、保険機関の帰属サービスの対価を個人消費に計上しないとなればこれはこれにならって帰属サービスの対価は政府の経常支出に計上しない。 政府企業の金融保険機関の所得額は官公企業剰余に計上されており、	いとおもわれる。	

(174)

検討事項	検討の細目	問題点	一定の結論とその論拠	結論を得ないのと、その理由および処置	参考意見	備考
		はないか。		それが産業別に金融、保険、不動産業の生産所得として経管えられるから、現状のままではよい。 参考のため、政府の帰属利子と帰属賃貸料計上の国際的準則を国連事務当局に照合し、その回報結果によって最終決定する。		
	帰属賃貸料	官公有建築物から生ずる賃貸料と民有のそれから生ずる賃貸料の取扱と同様に帰属計算して政	官公有建設物の民間への賃貸は、普通財産については行われているが、行政財産については民有建設物の政		帰属賃貸料を計上しないことによつて、政府の提供す	

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
		府の経常支出に計上するのが一般的でよいのではないか。	府借上げと同様にほとんど見受けられない。行政財産の場合は賃貸の事例がたとえあつたとしても、賃貸を業務目的とするものではない。すなわち賃料収入を得ることを目的として、一般的に広く行われる現象ではないので、行政財産である建設物については帰属賃料を計上しない方がわが国の実情にも則応して、好ましいとおもわれる。		るサービスを極小評価することになれば帰属賃料は計上した方がよい。	
			民間住宅の場合は、且つては持家より借家の方が多			

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
			い位であり、現在においても賃貸は広く頻繁に行われている。従つて自己所有か否かを問わず、家賃という財産から生ずる要素所得を把握することが国民経済上必要である。			
			なお、資料面の制約から、特に地方財政の公有建設物に関する帰属計算は極めて困難である。			資料面の制約から、特に地方財政の公有建設物に関する帰属計算は極めて困難である。

(注) ○を付した箇所はなお充分の検討を要するものとおもわれる。